

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる
「カジノ解禁推進法案」）に反対する意見書

第1 意見の趣旨

カジノ（民間賭博場）の設置を推進することを定める「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」に反対し、その廃案を求める。

第2 意見の理由

1 はじめに

国際観光産業振興議員連盟（通称「IR議連」）に所属する有志の議員によって、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「カジノ解禁推進法案」という。）が国会に提出され、継続審議とされ、秋の臨時国会で成立する可能性があると報道されている。

しかし、カジノ解禁推進法案は、経済効果のみが強調され、後述する、社会に対する深刻な影響等について十分な検討がなされていない。また、経済効果すら疑問がある。

2 カジノ解禁推進法案の問題点

(1) カジノによる経済効果への疑問

カジノ解禁推進法案の立法目的に経済の活性化が掲げられているが、韓国、米国等ではカジノ設置自治体の人口が減少したという調査結果も存在する。

カジノ設置の経済効果については、プラス面のみが強調され、以下に述べる経済的なマイナス要因についても、十分な検証の上に評価されるべきである。

(2) 暴力団対策上の問題

暴力団がカジノへの関与に強い意欲を持つことは容易に想定される。

いかに法整備をしようとも、暴力団の関与は、事業主体に対する出資や従業員への送り込み、事業主体からの委託先・下請への参入等により十分考えられる。

また、暴力団が関与することにより、襲撃やけん銃発砲等の威力を行使する事態も懸念され、カジノの従業員や利用客に被害が及ぶ危険性もある。

(3) ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題の再燃の危険性

ギャンブル依存症は、精神疾患であり、平成24年に閣議決定された自殺総合対策大綱においても、病的賭博は自殺ハイリスク疾患として対策が講じられている。

厚生労働省の調査によれば、我が国の成人人口の4.8%がギャンブル依存症と報告されている。米国、香港が1%台、韓国が1%未満であることを考えると日本は際立って高い。

カジノ設置によってさらにギャンブル依存症の患者が増加することは優に予想される場所である。

また、多重債務問題についても、平成18年の貸金業法改正等によって、多重債務者が激減し、結果として破産者、経済的理由によって自殺する者も減少してきた。

しかし一方、破産者の内、ギャンブルが原因と見られる破産者が5%程度、個人再生債務者の内、ギャンブルが原因と見られる債務者が10%程度存在する（日本弁護士連合会「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」）。

カジノの合法化は、多重債務者を再び増やす結果をもたらす危険が大いにある。

(4) 青少年や児童らの健全育成への悪影響

合法的賭博が拡大することによる青少年の健全育成への悪影響も座視できない。とりわけ、「IR方式」は、家族で出かける先に賭博場が存在する方式であるから、青少年らが賭博に対する抵抗感を喪失したまま成長することになりかねない。

(5) 民間企業の設置、運営によることの問題

カジノ解禁推進法案では、民間企業が運営するカジノ施設における不正行為の防止や運営に伴う有害な影響の排除につき「必要な措置を講ずるものとする」としながら（法案10条）、その措置等は何ら具体的ではない。そもそも民間企業の設置、運営にかかるカジノにおいて公共の信頼を担保することは困難といわざるをえない。

3 まとめ

以上のとおり、日本で初めて完全な民間賭博を認めるカジノ解禁推進法案が成立すれば、刑事罰をもって賭博を禁止してきた立法趣旨が損なわれ、ギャンブル

依存症の増加，多重債務問題の再燃，青少年等の健全育成の阻害等の様々な弊害をもたらすことが大いに懸念される。

よって，当会は，カジノ解禁推進法案に強く反対の意見を表明し，意見の趣旨記載のとおりカジノ解禁推進法案の廃案を求めるものである。

2014（平成26）年9月30日

佐賀県弁護士会 会長 牟田 清敬